

計画策定の趣旨

近年、地球温暖化がもたらす異常気象、外来生物の侵入等による生物多様性の危機、東日本大震災発生後のエネルギー問題などを契機に、環境に対する社会の意識が大きく変革しています。

その一方で、環境都市宣言の実施、バイオマス産業都市への選定、東よか干潟のラムサール条約湿地登録など、これからの本市の環境保全を進める上で重要な取り組みも進めてきました。

こうした社会情勢の変化に対応した環境保全等の施策を総合的かつ計画的に進めるために、第2次佐賀市環境基本計画を策定しました。

計画の期間

本計画の期間は、2015年度から2024年度までの10年間です。

佐賀市の環境将来像

佐賀市の環境将来像

『 守り、育み、未来をつくる トンボ飛び交うまち さが 』

本市では、多様な自然環境や生態系の象徴として「トンボ」を掲げており、水とみどりがあふれるまちにトンボが飛び交うような美しい環境を守り、育み、将来の世代に引き継いでいくという第1次佐賀市環境基本計画の理念を本計画でも継承しました。

更に、市民・事業者・行政のそれぞれが環境問題に対してこれまで以上に主体的・積極的に関わっていくことにより、「環境都市としての未来を自らの手でつくる」という意味を込めています。

《2024年の佐賀市のイメージ》



環境施策の体系及び展開

環境将来像『守り、育み、未来をつくる トンボ飛び交うまち さが』を実現するために、次の4つの基本目標を設定しました。

なお、4つの目標の全てに関わり、計画推進のための手段となる基本目標横断プロジェクトとして、バイオマス産業都市の構築及び環境教育の推進を位置づけています。

【基本目標1】地球温暖化を防止するまち

市民や地域の団体、事業者等に対して、省エネルギーなどの環境負荷を減らすことができる取り組みを積極的に推進し、地球温暖化防止への貢献をめざします。また、本市の特性に適した再生可能エネルギーの普及に努め、低炭素社会の構築を推進します。

【基本目標2】資源を活かす循環のまち

特にリデュースとリユースを積極的に推進し、市民や事業者が3Rに取り組みやすい仕組みや環境づくりを行います。また、環境に配慮した、安全で効率的なごみ処理施設の維持管理を行うとともに、廃棄物のリサイクルを推進します。

【基本目標3】水とみどりがあふれるまち

自然と調和した都市をめざして、水辺環境や豊かなみどりが身近に感じられる自然空間の保全と創出を図るとともに、本市の豊かで多様な自然環境が育んだ生物多様性や歴史・文化等を守り、継承します。

【基本目標4】安全で快適な生活環境のまち

市民の健康で文化的な生活の実現のために、市民生活や事業活動によって発生する環境問題への適切な対応、排水の適正処理等を実施するとともに、安全・安心で衛生的な地域環境の確保をめざします。

【基本目標横断プロジェクト1】バイオマス産業都市の構築

バイオマス産業都市とは、地域のバイオマスの原料生産から収集・運搬・製造・利用までの経済性が確保された一貫システムを構築し、地域のバイオマスを活用した産業の創出と地域循環型エネルギーの強化により、地域の特性を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしいまちづくりをめざす地域のことです。

本市は、2014年11月10日に「バイオマス産業都市」に選定され、『廃棄物であったものがエネルギーや資源として価値を生み出しながら循環するまち』の実現をめざして取り組んでいきます。

【基本目標横断プロジェクト2】環境教育の推進

市民の環境意識の醸成は、様々な環境施策の推進の原動力となることから、市民のライフステージに合わせて、その時々に必要な知識や経験を培うことができるような環境学習の場を設定します。

計画の進行管理



本計画の進行管理は、PDCAサイクルを活用して行います。基本的な計画推進の流れは「計画（Plan）」⇒「実施と運用（Do）」⇒「点検と評価（Check）」⇒「見直し（Action）」の順序に従うものとします。

本計画に基づく取り組みの実施状況については、毎年度作成している「佐賀市環境報告書（e-ガイド）」等で公表します。